# 一般社団法人まちなかプラン定款

## 第１章　総　則

（名称）

第１条　当法人は、一般社団法人まちなかプランと称し、英文では MACHINAKA Plan と表示する。

（主たる事務所）

第２条　当法人は、主たる事務所を島根県松江市新雑賀町１２番１２号に置く。

（目的等）

第３条　当法人は、地域コミュニティの活性化、地域の歴史的建造物の活用、社会貢献活動を行うことを目的として、次の事業を行う。

１．町内会事務支援システムの開発提供

２．文書管理サービスの提供

３．西田千太郎家の改修及び関連する書籍書簡の調査研究並びに開放

４．子ども食堂の運営

５．その他前各号に附帯関連する一切の事業

（公告）

第４条　当法人の公告は、主たる事務所の掲示板に掲示する方法により行う。

## 第２章　社　員

（入社及び退社）

第５条　当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

２　社員となるには、理事会の承認を得るものとする。

３　社員はいつでも退社することができる。ただし、１か月以上前に当法人に対し文書により予告するものとする。

（社員の資格喪失）

第６条　社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

（１）退社したとき。

（２）死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

（３）２年以上会費を滞納したとき。

（４）除名されたとき。

（５）総社員の同意があったとき。

（除名）
第７条　当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第４９条第２項に定める社員総会の決議により、その社員を除名することができる。

## 第３章　社員総会

（社員総会）
第８条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後２か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

（開催地）
第９条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

（招集）
第 10 条 社員総会の招集は、理事会がこれを決し、代表理事が招集する。
２　社員総会の招集通知は、会日より１週間前までに各社員に対して書面にて発する。

（決議の方法）
第 11 条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

（議決権）
第 12 条 各社員は、各１個の議決権を有する。

（議長）
第 13 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

（議事録）
第 14 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から１０年間主たる事務所に備え置く。

## 第４章　役員等

（員数）

第 15 条 当法人に次の役員を置く。

（１）理事４名

（２）監事１名

２　理事のうち１名を代表理事（理事長）とし、必要に応じ副理事長を置くことができるものとする。

（選任等）

第 16 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

（任期）

第 17 条 理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

２　補欠により選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

３　監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

４　補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

５　理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

（代表理事・職務権限）

第 18 条 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

２　代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

（監事の職務権限）

第 19 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の報酬等）

第 20 条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

（取引の制限）

第21条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を受けなければならない。

（１）自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

（２）自己又は第三者のためにする当法人との取引

（３）当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

## 第５章　理事会

（構成）

第22条 当法人に理事会を置く。

２　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第23条 理事会は、次の職務を行う。

（１）当法人の業務執行の決定

（２）理事の職務の執行の監督

（３）代表理事の選定及び解職

（招集）

第24条 理事会は、代表理事が招集する。

２　代表理事に事故若しくは支障があるときは、各理事が理事会を招集する。

（議長）

第25条 理事会の議長は、代表理事とする。

（決議）

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、一般法人法第９６条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

２　出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

（理事会規則）

第28条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第6章 基 金

（基金の拠出）

第29条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、一般法人法第２３６条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

（資産）

第30条 当法人の資産は、次のとおりとする。

（１）基金

（２）事業収益

（３）寄付金及び助成金

（４）その他の収入

## 第7章 解 散

（解散の事由）

第31条 当法人は、社員総会における社員の４分の３以上の同意を得て解散することができる。

（残余財産の帰属）

第32条 解散時の残余財産は、国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人に贈与するものとする。

（１）公益社団法人又は公益財団法人

（２）公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人

## 第8章 計 算

（事業年度）

第33条 当法人の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの年１期とする。

（事業計画及び収支予算）

第34条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2　前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出をすることができる。

3　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（事業報告及び決算）

第35条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、第１号、第３号及び第４号の書類については、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

（１）事業報告

（２）事業報告の附属明細書

（３）貸借対照表

（４）損益計算書（正味財産増減計算書）

（５）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2　前項第３号及び第４号の書類については、一般法人法施行規則第４８条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

（１）監査報告

（剰余金の分配）

第36条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第９章　附　則

（最初の事業年度）

第37条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から令和８年３月３１までとする。

（設立時の役員）

第38条 当法人の設立時の理事及び監事は、次のとおりである。

設立時理事　　今　岡　克　己

設立時理事　　宮　澤　文　雄

設立時理事　　早　瀬　眞知子
設立時理事　　坂　本　　潤
設立時監事　　西　田　敬　一

（設立時代表理事）
第 39 条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりである。
島根県松江市新雑賀町１２番１１号
設立時代表理事　　今　岡　克　己

（設立時社員の住所氏名）
第 40 条 当法人の設立時の社員の住所氏名は、次のとおりである。
島根県松江市新雑賀町１２番１１号
今　岡　克　己
島根県松江市外中原町２１８番地３
宮　澤　文　雄
島根県松江市新雑賀町５番２３号
早　瀬　眞知子
横浜市神奈川区東神奈川二丁目４６番地３　クリオ東神奈川弐番館５０３号
坂　本　　潤
兵庫県姫路市高岡新町４番１０号
西　田　敬　一

（法令の準拠）
第 41 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

上記は当法人の定款に相違ありません。
令和　　年　　月　　日
島根県松江市新雑賀町１２番１２号
一般社団法人まちなかプラン
代表理事　　今　岡　克　己